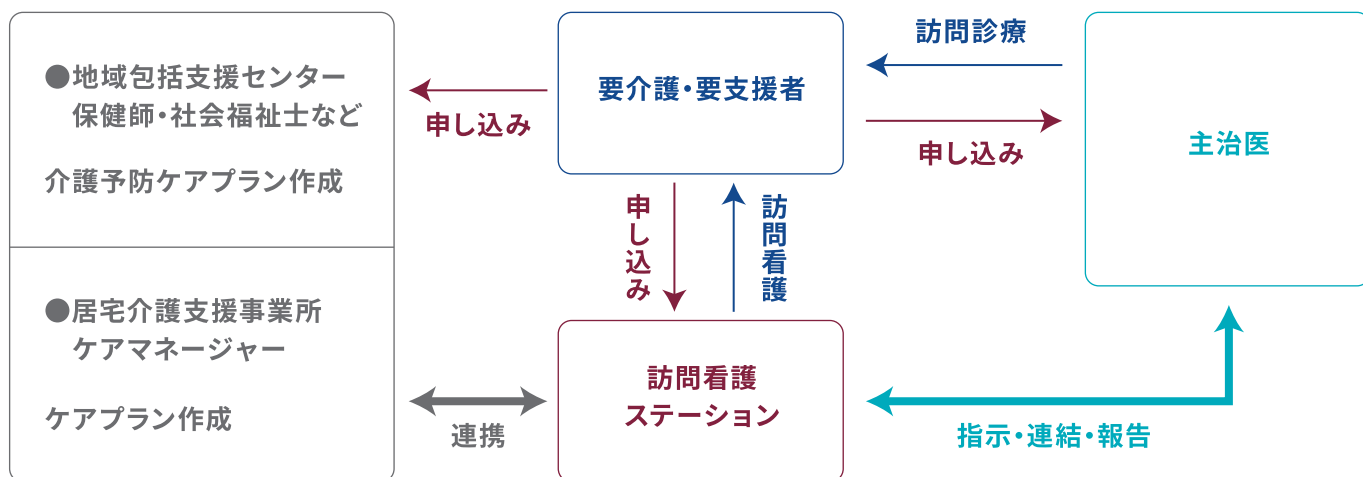


# 介護保険利用と医療保険利用の違い

訪問看護サービスを利用する際、介護保険利用と医療保険利用の場合で、手続きの方法などが異なります。

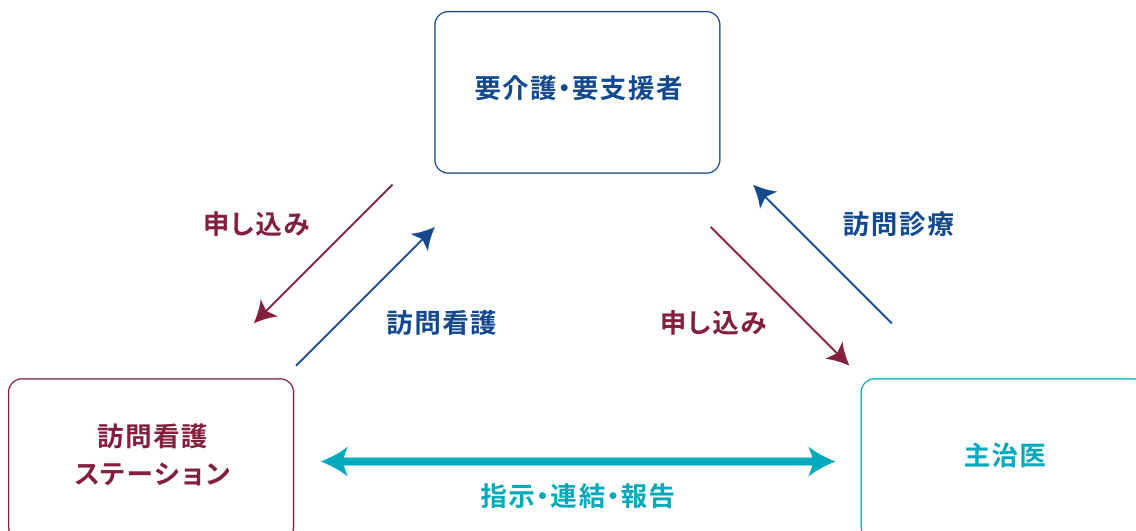
## 介護保険利用の場合

対象：要介護認定を受けた方で、主治医によって訪問看護が必要と判断された方（40歳以上）。



## 医療保険利用の場合

対象：介護保険の対象とならない方、末期がんなど「厚生労働大臣が定める疾病等」に該当する方、症状が悪化し医師によって特別に指示が出された方



# ご利用までの流れ

## ご相談

ご担当のケアマネージャー、病院のソーシャルワーカーを通して、下記までお電話にてお問い合わせください。  
直接お電話いただいても承ります。  
介護保険、医療保険それぞれの場合の申し込み先もご案内致します。

**03-3301-7700(受付時間:9:00-17:00 ※土日祝、年末年始除く)**



## ご利用調整

担当看護師が、入院・通院先と情報連携し、ご利用に向けての各種調整を行います。



## 指示書発行依頼

当ステーションから主治医の先生に訪問看護師指示書発行の依頼を行います。



## 内容説明・契約

看護師がサービス内容の説明を行います。内容に同意いただけましたら、契約の手続きをさせていただきます。



## 訪問看護サービスご利用開始

※訪問看護サービスご利用の料金については、相談時にお問い合わせください。